

令和7年度

パラスポーツ推進プロジェクト

(障害のある方へのスポーツ指導等研修会の
事例集作成事業)

仕 様 書

令和7年4月9日

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

1 事業名

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（障害のある方へのスポーツ指導等研修会の事例集作成事業）」

2 事業の目的

障害のある人が、より身近な地域でスポーツを実施できる環境を整備していくためには、指導の担い手が質的にも量的にも充実する必要がある。一方で、障害のある人がスポーツに接し支援を受ける場面においては、必ずしもパラスポーツ指導員のような障害者スポーツを専門とする者にとどまらず、広く一般を対象とする指導者等においても、障害者を指導するにあたっての基本的な知識を有することが望ましい。

スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループの最終報告書（令和6年7月25日公表）（※）においては、「各教育委員会における教員研修や日本スポーツ協会スポーツ指導者向けの研修会や各種会議など、障害者への指導を専門とはしない指導者等が障害者スポーツへの理解を深めるための研修等の充実」「幅広く一般のスポーツ施設の職員の障害者スポーツへの理解を深めるため、例えば、公共施設の指定管理者の職員等の研修参加が促進される方策の検討」との提言がなされた。

こうした中で、スポーツ庁においては、令和6年度委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ指導者やボランティア等のスポーツを支える人のための障害者対応指導ツールの改訂等）」において、「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」（以下「ハンドブック」という）を作成した。ハンドブックは、主に障害のある方のスポーツ指導に関わったことのないスポーツ指導者を対象としているが、活用することにより、スポーツを実施する方の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得や、インクルーシブなスポーツの実施環境を整備に繋がる他、運動の苦手な方への指導や、子ども・高齢者への指導等、指導の対象や範囲の拡大も見込まれるものである。

これらのことから、本事業は、上記の提言を踏まえ、スポーツにおいて障害のある人とスポーツで関わる、又は今後その可能性のある指導者等に対し、全国各地で様々な実施主体により行われている研修等について、事例収集を行い、事例集を作成することを目的として、実施する。

（※）スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 最終報告書

https://www.next.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai006/toushin/jsa_00001.html

3 成果物

（1）報告書

本事業による調査研究の結果をとりまとめた報告書の印刷物（原則としてA4版とすること。）を3部納品すること。

また、報告書の内容を概ね1～2頁程度（調査研究の全体概要1枚、調査結果まとめ1枚程度を想定。Microsoft Power Point形式により作成するものとする。）にまとめたサマリーを報告書中に盛り込むこと。なお、当該内容については、スポーツ庁に事前に協議を行うこと。

（2）事業関連ドキュメント

報告書及び本事業において開催した会議の資料、事例収集に当たって取材した内容をとりまとめ

た概要、議事録、その他関連して作成・取得した資料一式のドキュメントデータ（Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point で読込み可能な形式又は PDF 形式）を提出すること。

（3）事例集

本事業により作成した事例集のデータ（Microsoft Power Point で読込み可能な形式又は PDF 形式）を提出すること。また、併せて、作成した事例集を 300 部製本し、スポーツ庁に提出すること。

4 委託契約期間

契約を締結した日～令和 8 年 3 月 13 日（金）

5 納入期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）

事例集や報告書等の納品については、素案を納入期限の約 1 か月前に主管課に提出すること。主管課から修正指示があった際には、主管課の承認を経て作成し納入すること。

6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号中央合同庁舎第 7 号館
スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室（東館 13 階）

7 事業の内容

スポーツにおいて障害のある人とスポーツで関わる、又は今後その可能性のある指導者等に対し、全国各地で様々な実施主体により行われている研修等について、事例収集を行い、事例集を作成することとする。なお、事業の実施内容については、以下の項目を必ず含めることとするが、それ以外の実施内容（事業の目的に沿ったものに限る。）を含めることを排除するものではなく、円滑かつ効果的に事業を遂行する観点で追加提案することは可能とする。

（1）事例の公募

スポーツにおいて障害のある人と関わる、又は今後その可能性のある指導者等に対し、行われている研修について、事例の収集を行うため、契約締結から 1 か月以内に公募を行う。収集する研修の対象については、以下のとおり。

- ・ 受講対象：①学校教員（特別支援学校・特別支援学級に限らず、小学校・中学校・高校の体育指導に当たる教師等）
②学生（体育・スポーツ関係、教職課程）
③スポーツクラブ職員等（総合型スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、スポーツ少年団含む）
④その他（スポーツ施設職員等、スポーツイベントや大会等のボランティア、医療関係者、福祉関係者等）
- ・ 実施形態：対面か否か問わない
- ・ 実施内容：研修内において、必ず、令和 6 年度スポーツ庁委託事業において作成した「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」の活用を含めていること。なお、必

要に応じて、実技が含まれていても差し支えない。

- ・ その他 : 研修実施に当たって必要となるハンドブックについては、1件あたり50部を上限として、スポーツ庁から別途提供する。

(2) 現地取材

(1) にて申請のあったものからスポーツ庁と協議した結果対象としたもの、及び、スポーツ庁が指定した対象とする。実施対象の件数は、計10件以上とし、(1)の①～④の対象について、最低でもそれぞれ1件以上とする。

決定した対象の研修について、(3)の事例集作成を目的として、原則、現地における取材を実施する。ただし、研修の実施者の意向等を踏まえ、現地における取材の実施が困難である場合には、スポーツ庁及び研修の実施者との協議の上、研修の実施者への取材に代えることができる。

(3) 事例集の作成

(2)において取材を行った研修について、各事例を大・中・小項目に十分に整理・区分けした上で、必要な情報や説明等を網羅的に記載するとともに、写真やイラストなど視認性を十分に高めた事例集を作成すること。

事例集の作成に当たっては、必ず、掲載予定の情報(写真含む)について、(2)にて取材を行った研修の実施者に対する確認を行うこと。

(4) 報告書及びサマリーの作成

(1)から(3)までの成果と、これらの成果を踏まえた今後の横展開の在り方について、報告書にまとめること。また、併せて、報告書のサマリーを作成すること。

8 応札者に求められる要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- * 1-1-1 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-1-2 事業趣旨と事業対象が的確に捉えられており、仕様書に記載の内容について全て提案されていること。

1-2 事業実施方法の妥当性・独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当で具体的かつ明確であること。〔その手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性・効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔それぞれの日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の事例集作成に係る業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。また、再委託をする業務がある場合、再委託先の業務内容・業者の選定方法が示されていること。〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 過去に類似の事例集作成に係る業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事例集作成に当たって、障害のある人に係るスポーツの実施状況やスポーツ指導に関する知見・知識を有していること。
- 3-2-2 事業担当者について、担当業務に有益な業務実績、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けてい

れば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階3
- ・プラチナえるぼし認定企業
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）
- ・トライくるみん認定
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）
- ・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するものとする）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨

を従業員に表明していること。

- 中小企業等においては、「給与総額」とする。
- 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

9 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

10 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

11 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1-の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式にお

いて所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

13 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

15 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、事業の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。

(2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト
(障害のある方へのスポーツ指導等研修会の
事例集作成事業)」

総合評価基準

令和7年4月9日

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

本資料は、スポーツ庁が調達する令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（障害のある方へのスポーツ指導等研修会の事例集作成事業）」を実施するための委託事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等がスポーツ庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

| 区分 | 価格点 | 技術点 | 合計 |
|----|-----|------|------|
| 配点 | 50点 | 100点 | 150点 |

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト
（障害のある方へのスポーツ指導等研修会の
事例集作成事業）」

審査要領

審査要領

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（障害のある方へのスポーツ指導等研修会の事例集作成事業）」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に報告しなければならない。

2 スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。